

大津市農作物被害防止対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業協同組合若しくは営農集団又は農業に従事する個人が実施する農作物の被害の防止対策に要する経費に対して予算の範囲内で補助し、もって農作物の生産性及び品質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「営農集団」とは、農業者が組織する団体であつて、次のいずれにも該当するもの（農業協同組合を除く。）をいう。

- (1) 代表者の定めのあること。
- (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。

(補助事業等)

第3条 この要綱による農作物被害防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業費見積書
- (3) 構成員の氏名、住所の一覧（営農集団に限る。）
- (4) 組織の定款、規約等（営農集団に限る。）
- (5) 事業施行図その他申請内容を把握するために必要な書類

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市農作物被害防止対策事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市農作物被害防止対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の実施計画書
- (2) 変更後の事業費見積書

(3) 変更後の事業施行図その他申請内容を把握するために必要な関係書類

(承認通知書等)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市農作物被害防止対策事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市農作物被害防止対策事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市農作物被害防止対策事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市農作物被害防止対策事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 請求書、完了届
- (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (4) 作業日誌、使用資材の購入伝票、写真、パンフレット等の作業実施を裏付ける書類

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は大津市農作物被害防止対策事業補助金交付請求書（様式第14号）とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第12条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付請求書（様式第15号）とする。

2 前項の交付請求書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。

- (1) 一括請求明細書
- (2) 分割請求明細書

(取消通知書)

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市農作物被害防止対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

(返還通知書)

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市農作物被害防止対策事業補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他必要な書類を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
水稲病害虫防除事業	水稲の病害虫を防除するために、広域一斉農薬散布を行う事業	農業協同組合	補助対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めたもの	補助対象経費の5分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
水田麦・大豆病害虫防除事業	水田麦・大豆の病害虫を防除するために、広域一斉農薬散布を行う事業（事業実施年度において水田に1ヘクタール以上連担して作付けされている麦・大豆に対し、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課の普及指導員又はレーク滋賀農業協同組合の営農指導員の指導の下、麦・大豆栽培指針に基づき適期に適正に行われるものに限る。）	農業協同組合	補助対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めたもの	補助対象経費の100分の15以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
農作物獣害防止対策事業	サル・イノシシ・ニホンジカ等による農作物被害を防止するために実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 次のアからエまでに掲げる事業のいずれかに該当するものであること。 ア 多獣種対応ネット柵を設置する事業（耐用年数がおおむね8年以上であるものを設置する事業に限る。） イ イノシシ・サル・ニホンジカ用電気柵を設置する事業（耐用年数がおおむね8年以上であるものを設置する事業及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に定める基準に適合するものに限る。） ウ ニホンジカ用フェンス又はイノシシ用フェンス（トタン板を除く。）を設置する事業（耐用年数がおおむね14年以上であるものを設置する事業に限る。） エ 設置から14年以上経過している既設のニホンジカ用フェンス又はイノシシ用フェンスを補強する事業（既設のフェンスが多獣種対応の場合は電気柵の補強を含み、補強により5年以上使用期間が延長できるものに限る。）。ただし、設置から14年未満であっても、災害等緊急に対応する必要があるものであって、1か所の事業費が13万円以上であり、かつ、他の補助事業の対象とならないものは、補助対象とする。 (2) 1の防護柵（多獣種対応ネット柵、電気柵又はフェンスをいう。以下同じ。）につき、受益面積が50アール以上であること。	農業協同組合、営農集団又は農業に従事する個人	補助対象事業の実施に要する経費（防護柵の設置に関する経費及び既設の柵等の撤去費用を除く。）のうち市長が必要と認めたもの	第1号に掲げる経費の2分の1以内の額及び第2号に掲げる経費の4分の1以内の額の合計額。ただし、補助単価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 補助対象経費のうち資材費に相当すると市長が認めるもの 次のアからエまでに掲げる設置又は補強しようとする防護柵の区分に応じ、それぞれ定める額（当該防護柵が電気柵又はネット柵及びフェンスを組み合わせた複合柵（以下「複合柵」という。）である場合は、電気柵又はネット柵及びフェンスの補助単価の額の合計額） ア 多獣種対応ネット柵 1メートルにつき 1,056 円 イ イノシシ・サル・ニホンジカ用電気柵 1段当たり 1メートルにつき 162 円 ウ ニホンジカ用フェンス 1メートルにつき 3,069 円 エ イノシシ用フェンス 1メートルにつき 2,167 円 (2) 補助対象経費のうち施工費に相当すると市長が認めるもの 次のアからエまでに掲げる設置又は補強しようとする防護柵の区分に応じ、それぞれ定める額（当該防護柵が複合柵である場合は、電気柵又はネット柵及びフェンスの補助単価の額の合計額） ア 多獣種対応ネット柵 1メートルにつき 1,661 円 イ イノシシ・サル・ニホンジカ用電気柵 1メートルにつき 268 円 ウ ニホンジカ用フェンス 1メートルにつき 2,838 円 エ イノシシ用フェンス 1メートルにつき 1,881 円